

(第一類 第十六号)

衆議院運営委員会議録第十五回

平成二十一年三月四日(水曜日)

正午開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 小此木八郎君 理事 今井 宏君

理事 平沢 勝栄君 理事 渡辺 博道君

理事 高木 稔君 理事 小野寺五典君

理事 玄葉光一郎君 理事 渡辺 周君

理事 遠藤 乙彦君 理事 井脇ノブ子君

議員 あかも二郎君 理事 奥野 信亮君

議員 大塚 高司君 理事 清水清一朗君

議員 亀岡 健民君 理事 藤井 勇治君

議員 谷 公一君 理事 若宮 健嗣君

議員 高山 智司君 理事 伊藤 渉君

議員 谷田 恵二君 理事 保坂 展人君

議員 糸川 正晃君 理事 河野 洋平君

議員 副議長 横路 孝弘君

議員 佐々木憲昭君 理事 駒崎 義弘君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

議員 副議長 辞任 谷田 恵二君

議員 副議長 辞任 糸川 正晃君

本日の会議に付した案件

永年在職議員として表彰された元議員柿澤弘治君逝去につき弔詞贈呈報告の件

議案通知書及び返付議案受領の件  
返付議案の取扱いに関する件

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改  
正する法律案起草の件

国会職員の給与等に関する規程等の一部改正の  
件

本日の本会議の議事等に関する件

○小坂委員長 これより会議を開きます。

まず、元議員逝去につき弔詞贈呈報告の件につ  
いてであります。去る一月二十七日、永年在職  
議員として表彰された元議員柿澤弘治君が逝去さ  
れました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

弔詞につきましては、お手元の印刷物とおり  
の特別弔詞を、理事各位の御了承を得まして、去  
る一日、議長から贈呈していただきましたので、  
御了承願います。

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議  
をもつてその功労を表彰され、さきに外務委員  
長の要職につき、また國務大臣の重任にあたら  
れた從三位旭日大綬章 柿澤弘治君の長逝を哀  
悼し、つづりで弔詞をささげます。

この会議において、議長から贈呈の報告があり、  
弔詞を朗読されることになります。

その際、議員の方は御起立願うことになつてお  
ります。

○小坂委員長 また、同君に対する弔詞は、本日  
の本会議において、議長から贈呈の報告があり、  
弔詞を朗読されることになります。

その際、議員の方は御起立願うことになつてお  
ります。

れてまいりました。

○小坂委員長 本返付議案の取扱いに関する件に  
ついてであります。本件に関して、本日、民主  
党・無所属クラブの山岡賢次君外十九名から、憲  
法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項  
の規定により平成二十年度における財政運営のた  
めの財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関  
する法律案につき、両院協議会を求めるの動議  
が、また、大島理森君外三十六名から、自由民主  
党・公明党の両会派共同提案による憲法第五十  
九条第二項に基づき、平成二十年度における財政  
運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの  
特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直  
ちに再議決すべしとの動議が、それぞれ提出され  
ました。

両動議は、本日の本会議において議題とするに  
御異議ありませんか。

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、  
両動議は、本日の本会議において議題とするに  
御異議ありませんか。

○小坂委員長 本動議が可決されましたならば、本院議  
決案の採決を、記名投票をもつて行います。

○駒崎事務総長 なお、本動議の採決は、起立採決をもつて行  
います。

○小坂委員長 また、本動議が可決されましたならば、本院議  
決案の採決を、記名投票をもつて行います。

○駒崎事務総長 なお、本動議の採決は、起立採決をもつて行  
います。

○小坂委員長 な、本動議の採決は、記名投票をもつて行  
います。

○駒崎事務総長 な、本動議の採決は、記名投票をもつて行  
います。

君、社会民主党・市民連合の日森文尋君から、そ  
れぞれ討論の通告があります。

討論時間は、松島みどり君、近藤洋介君はおの  
の十分以内、塙川鉄也君は五分以内、日森文尋  
君は三分以内とするに御異議ありませんか。

○小坂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決定いたしました。

なお、本動議の採決は、起立採決をもつて行  
います。

○駒崎事務総長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○駒崎事務総長 国会職員の育児休業等に関する法律  
の一部改正の件についてであります。が、順次事務総長の説明申  
し上げます。

両件は、人事院勧告に準じて改正を行つるもの  
で、まず、国会職員の育児休業等に関する法律の  
一部改正の件は、一般職の国家公務員の勤務時間  
の改定に準じて、育児短時間勤務をしている一般  
職の国家公務員の勤務時間が改定されたことに伴  
い、国会職員についても同様に育児短時間勤務職  
員の勤務時間を改定するもので、平成二十一年四  
月一日から施行するものであります。

次に、国会職員の給与等に関する規程等の一部  
改正の件は、一般職の国家公務員について本府省  
業務調整室当の新設及び一週間当たりの勤務時間  
改定が行われたことに伴い、国会職員についても  
同様に、業務調整室当の新設と勤務時間一週間四  
十時間から三十八時間四十五分に変更す  
る改定を行い、平成二十一年四月一日から施行す

るとともに、国会職員の給与の支給日を変更し、同年七月一日から施行するものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

○小坂委員長 この際、発言を求められておりますので、これを許します。渡辺周君。

○渡辺(周)委員 ただいま議題となりました国会職員の給与等に関する規程等の一部改正について意見を申し述べます。

今回の改正は、係員以上に業務調整手当が新設されることが柱ですが、そもそもは、人事院勧告において、一般職公務員が施策の企画立案、関係府省との調整、国会対応等の業務に当たるその特殊性や困難性を考慮して新設するというものを、特別職国家公務員である国会職員にも適用するというものであります。

しかし、こうした業務は国会職員の基幹をなすものであり、遂行に必要な業務であります。これまでと同様の仕事をしながら、およそ一億一千万円増となる手当の新設が、現下の経済状況、雇用状況のもと、幅広く国民の理解が得られるとは思いません。

こうした観点から、本議題について個人的に賛意を示しがたいと考えますが、国家公務員の労働基本権が制約されている代償措置としての人事院勧告制度は尊重されるべきという方針に立ち、承認すべきとして与野党内で既に党内手続を終えています。

今後は、行政改革を積極的に推進し、国会予算の削減について不斷の努力を行うためにも、本議院運営委員会における国会予算の審議を充実させることを提案して、意見表明いたします。

以上です。

○小坂委員長 それでは、まず、国会職員の育児休業等に関する法律の一項改正の件につきましてお手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、だいま本委員会提出とするに決定いたしました国会職員の育児休業等に関する法律の一項改正の件につきましてお手元に配付の案を議題とし、憲法第五十九条第二項に基づき、さきの議決のとおり再び可決するか否かにつき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。

○小坂委員長 次に、だいま御決定いただきました国会職員の育児休業等に関する法律の一項改正の件につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。

○小坂委員長 次に、だいま本院議決案を議題とし、憲法第五十九条第二項に基づき、さきの議決のとおり再び可決するか否かにつき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。

○小坂委員長 次に、だいま本会議提出するに決定いたしました国会職員の育児休業等に関する法律の一項改正の件につきましてお手元に配付の案を議題とし、憲法第五十九条第二項に基づき、さきの議決のとおり再び可決するか否かにつき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、だいま本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 まず最初に、議長から、永年在職議員として表彰されました故元議員柿澤弘治先生に対する弔詞贈呈の報告がございまして、議長が弔詞を朗読されます。

○小坂委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 まず最初に、議長から、永年在職議員として表彰されました故元議員柿澤弘治先生に対する弔詞贈呈の報告がございまして、議長が弔詞を朗読されます。

○小坂委員長 次に、議長より、本日、参議院から、財政投融資特別会計繰入特例法案は否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けた旨の報告がございました。

○小坂委員長 次に、山岡實次さん外十九名提出の、憲法第五十九条第三項及び国法第八十四条第一項の規定により財政投融資特別会計繰入特例法案につき、両院協議会を求めるの動議を議題とし、提出者高

山智司さんから趣旨弁明がございます。次いで起立採決いたしまして、自民党及び公明党が反対でございます。

○小坂委員長 それでは、本日の本会議は、午後五十九条第二項に基づき、財政投融資特別会計繰入特例法案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議を議題とし、四人の方々からそれが行われます。次いで起立採決いたしまして、民主党、共産党、社民党及び国民新党が反対でござります。

○小坂委員長 次に、次回の本会議及び委員会は、追つて公報をもつてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

○小坂委員長 次に、午後零時十分散会

法律案、本院議決案  
採決(記名)

○小坂委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○小坂委員長 次に、次回の本会議及び委員会は、追つて公報をもつてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

○小坂委員長 次に、午後零時十分散会

法律案、本院議決案  
採決(記名)

○小坂委員長 次に、次回の本会議及び委員会は、追つて公報をもつてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

○小坂委員長 次に、午後零時十分散会

新法第十二条第三項の規定による承認又は新法

第十三条第二項において準用する新法第十二条

第三項の規定による承認を受けようとする国会

職員は、施行日前においても、新法第十二条第

二項又は第十三条第一項の規定の例により、当

該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に改正前の国会職員の育児休業等に関する法律第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間ににおいて両議院の議長が協議して定める内容の新法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

#### 理由

育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案

#### 国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第二条 第二条を次のように改める。

第二条 給料は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち両議院の議長が協議して定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、両議院の議長が協議して定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第五条を次のように改める。

第五条 前三条に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第六条第二号の次に次の一号を加える。

#### 二の二 業務調整手当

第六条の二第二項中「ある者」の下に「(以下「管理職員」という。)」を加え、「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「前項の規定により指定された職にある者」を「管理職員」に改める。

第六条の五から第六条の七までを削り、第六条の四を第六条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

#### 第六条の六及び第六条の七 削除

第六条の三の次に次の一条を加える。

第六条の四 行政職給料表(又は速記職給料表の適用を受ける国会職員(管理職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)が、国会に置かれる機関として両議院の議長が協議して定めるものの業務(当該業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める業務を含む。)に従事する場合は、当該国会職員には、業務調整手当を支給する。

第七条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「十六時間」を「十五時間三十分」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第四条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第七条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第三条 第二項に規定する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部改正

第三条 第二項に規定する公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫(育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部)に規定する公庫に改める。

第三条 第二項に規定する公庫(育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部)に規定する公庫に改める。

定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員(以下「特定管理職員」という。)を「管理職員」に改め、同条第二項中「特定管理職員」を「管理職員」に改める。

第七条の六第二項中「特定管理職員」を「管理職員」に改める。

第六条の二第二項中「支給額その他特殊勤務手当の支給に関する必要な事項」に改める。

第六条の三第二項並びに第七条の六第一項第一項中「第六条の四」を「第六条の五」に改め、同条第二項中「第七条の三第二項」を

第二条、第七条の三第三項並びに第七条の六第一項第一項中「第六条の四」を「第六条の五」に改め、同条第二項中「第七条の三第二項」を

平成二十一年三月六日印刷

平成二十一年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A